

大船渡市議会災害対策会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大船渡市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 議長は、次の場合、災害対策会議を設置することができる。

- (1) 市内で震度6弱以上の地震が発生したとき
- (2) 三陸沿岸に津波が発生したとき
- (3) 市内に台風や低気圧による災害が発生し、かつ、拡大の恐れがあるとき
- (4) 市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき
- (5) その他議長が必要と認めるとき

2 災害対策会議は、大船渡市議会事務局に設置する。ただし、市庁舎が使用できないときは、大船渡市災害対策本部（以下「市本部」という。）と協議し、議長が別に定める。

3 議長は、災害対策会議を設置したときは、議員及び市本部に通知するものとする。

4 議長に事故あるときは、副議長がこれを設置することができる。

(組織)

第3条 災害対策会議は、議長、副議長及び議員をもって構成する。

2 議長は、災害対策会議を代表し、その事務を統括する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理する。

(部会)

第4条 災害対策会議に、必要に応じて、別表に掲げる部会を置く。

(所掌事務)

第5条 災害対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 議員の安否確認を行うこと。
- (2) 議員から災害情報を収集・整理し、市本部に提供を行うこと。
- (3) 市本部から災害情報を収集し、議員に提供を行うこと。
- (4) 市本部に対し、要望及び提言を行うこと。
- (5) 国、県、関係機関等に対し、必要に応じて、要望活動を行うこと。
- (6) その他議長が必要と認める事項に関すること。

(議会事務局の対応)

第6条 議会事務局は、市本部から災害情報を収集するとともに、災害対策会議の事務に当たる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

部会	部会長	副部会長	部会員	所掌事務
総務部会	総務常任委員会委員長	総務常任委員会副委員長	総務常任委員会委員	総務常任委員会の所管に関すること。
教育福祉部会	教育福祉常任委員会委員長	教育福祉常任委員会副委員長	教育福祉常任委員会委員	教育福祉常任委員会の所管に関すること。
産業建設部会	産業建設常任委員会委員長	産業建設常任委員会副委員長	産業建設常任委員会委員	産業建設常任委員会の所管に関すること。